

注意事項

- ① 利用時間には、受付・準備・片付け・退出時間も含まれております。(10:00~16:00)
- ② 受付時における利用料金の前払い(サイト料金と環境整備費)をお願いします。
- ③ お持ち込み物のゴミはすべてお持ち帰りください。
※使用済みの炭・灰については所定の場所へ捨てていただくことが可能です。
- ④ 洗い物はできません。(園内トイレ・手洗い場等も不可)
- ⑤ **直火は禁止**です。火の取り扱いには十分に注意してください。サイト外での火気は使用できません。
- ⑥ キャンプサイト内は禁煙です。(喫煙は管理棟ピロティの所定の場所にてお願いします)
- ⑦ マイク・音響の使用はできません。
- ⑧ ガソリン・軽油を使用する発電機の使用は禁止とします。
- ⑨ ペットを同伴される場合は、必ずリードでつなぐかゲージに入れて、飼い主様により管理してください。
犬のフン等は責任をもって後始末をしてください。他のお客様にご迷惑がかかる場合はご遠慮いただく場合がございます。
- ⑩ スタッフによる荷物の受け取り及び保管はできません。
- ⑪ 雨天等によりご利用いただけない場合がございます。
- ⑫ 大声を出す、半裸になるなど、その他、他のお客様の不快になるような行為、また迷惑となる行為厳禁
(状況により退場いただくこともございます)
- ⑬ 万が一、公園設備等を破損、損傷された場合は実費弁償いただきます。
- ⑭ サイト内でのいかなる事故、けが、盗難等に関する一切の責任を負いかねます。

公園内では以下の通り京都府立都市公園条例により禁止事項が定められています。ご承知おきください。

京都府立都市公園条例

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が、特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 竹木を損傷し、若しくは伐採し、又は植物を採取すること。
- (4) 落葉又は落枝を採取すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 規則で定める場所以外の場所においてたき火をすること。
- (9) 都市公園の利用者に対して著しくその利用を妨げ、若しくは不快の念を与え、又は危険を及ぼすおそれある行為をすること。

(昭57条例1・一部改正、平17条例30・旧第3条線下・一部改正)

◇当日のご利用の流れ◇

利用料金の支払い

- ↓ ※サイト料金（1 サイト 2,000 円）・環境整備費（小学生以上 1 名あたり 100 円）のお支払いと同意書の記入をお願いします。※定員 8 名（サイト最大利用人数 10 名）定員数をこえる場合は別途料金を頂戴します。（1 名あたり 環境整備費を含め 300 円）

車両乗り入れ許可証を受け取る

- ↓ ※サイトの近くに所定の駐車場スペースがあります。
許可証は車の見える位置に必ず掲示してください。駐車できるのは 1 サイトにつき 1 台のみです。

指定されたサイトで利用

- ↓ ※ご利用サイトは受付時にお伝えします。必ずお伝えした場所をご利用ください。
場所の指定はできません。

- ↓ 注意事項を守り、でいキャンプをお楽しみください。



利用終了（最終 16 : 00 まで）

- ※ゴミ等が残っていないか、またペグが残っていないか必ず確認してください。
※お忘れ物がないようにしてください。



↓

許可証の返却

- ※許可証を受付に必ず返却し、終了したことをお伝えください。
※終了後係員が確認し、不具合がある場合は代表者にご連絡する場合がございます。

